

昭和五五年四月

「修習生活へのオリエンテーション」

——司法研修所事務局長講話概要——

目

次

一 司法修習生の身分	1
二 規律の保持	1
1 司法修習生の監督	3
2 修習専念義務	3
3 欠席	3
4 旅行	4
5 兼業・兼職の禁止	9
6 秘密の保持	12
7 非違行為	13
三 司法修習生としての心構え	14
1 修習に対する基本的態度	14
2 社会人としての司法修習生	17

3

司法研修所の施設の使用について

4

松戸分室でのエチケット

一 司法修習生の身分

司法修習生の身分等は、法律、規則及び規程で定められている。これらの規定は、司法修習生便覧に掲載されている。

(注) 規則等の略称

- 1 司法修習生に関する規則……………修習生規則（便覧二四頁）
- 2 司法修習生の規律等に関する規程……………規律規程（便覧二七頁）
- 3 司法修習生に関する規則第六条の運用について

（昭和三四年一二月一一日司研所長通知）……………規則六条運用通知（便覧三三頁）

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受けるものとされている（裁判所法六七条二項）。この給与は現在月額一一六、六〇〇円であるが、この他一般的の国家公務員と同様に扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当の支給を受ける。これは上級職甲種の国家公務員試験に合格した者（初任給は行政職（一七等級二号月額九七、五〇〇円）が二年以上をして達する給与水準である。

一般に、給与、賃金は労働の対価であるが、司法修習生は、国家に対し、労働を提供

する地位にあるわけではない。しかるに、国家が法曹の養成を國の事務とし、司法修習生に対して給与を支給し、また、司法修習生の修習について必要な人的、物的設備を用意しているのは、民主主義國家においては法の支配がその根幹であり、法曹が法の支配の重要な担い手であるという国民の認識と合意があるからにほかならない。このように考えるならば、司法修習生は、國民に対し、法の支配の立派な担い手となるよう修習に専念すべき義務を負うものというべきであろう。（なお、國家公務員に対しては、國家公務員法九六条において職務に専念すべきことが義務づけられている。）授業料を納め、知識、学芸を教え受けられる学生の地位と司法修習生の地位が質的に異なることは、理の当然であり、司法修習生には、その修習期間中、修習の面においても、規律保持の面においても、法の支配の担い手に要請される厳しさが求められるのである。このことは、裁判所法六八条及びこれを受けた司法修習生に関する規則一八条が、司法修習生に品位を辱める行状があつたとき、修習の態度が著しく不まじめなときは、罷免することができるとしていることからも明らかであろう。

二 規律の保持

1 司法修習生の監督

司法修習生は、その修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服し、実務修習期間中は、更に配属地の地方裁判所長、検事正又は弁護士会長の監督を受けることになる（修習生規則一条、八条）。

なお、司法修習生を監督する司法研修所長は、最高裁判所長官の監督下にあり（裁判所法五六条二項）、実務修習庁会の長の監督権は、司法修習生の任免権を有する最高裁判所の委託に由来するものである（修習生規則八条）。このことから明らかによう、監督権は窮屈的には、最高裁判所に帰属する。

2 修習専念義務

修習を要する日（以下修習日という。）に、修習に専念すべきことは、司法修習生の中心的義務である。

修習日とは、日曜日、国民の祝日及び年末年始の休暇（一二月二九日から翌年一月三日まで）を除く、すべての日である。そして、右修習日以外の日曜日等は修習を

要しない日である。

3 欠席

(一) 欠席の概念

(1) 国家公務員の場合は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇が認められているが、司法修習生の場合は、右に述べたように修習を要しない日と修習日の区別があるだけであり、休暇の概念はない。これは、修習というものが、他人によつて代替できる労働力の提供と本質的に異なることに由来するものである。したがつて、修習日に修習できない場合は欠席となる（規則六条運用通知）。

(2) 「修習日に修習できない場合」の意味

(1) 登庁をする修習日の場合

カリキュラム上登庁を要するとされている修習日に登庁しないときは、修習ができないものとされ欠席として取り扱われる。

(2) 自由研究日の場合（自宅起案日は、当該起案を所定の日に提出する限り、自由研究日と同様に取り扱われる。）

自由研究日は、登庁を要しない修習日であり、司法修習生の自主性を尊重して与えられるものであるから、司法修習生は、自らの責任において修習の実を挙げるためこれを使うべきであり、修習を要しない日と同様に考えて無為に過ごすべきではない。したがって、病気その他この日に修習できない事情があるときは、欠席として取り扱われる（規則六条運用通知）。「修習できない事情がある」典型的なケースは、病気の場合のほか、届出を要する内国旅行及び外国旅行（後記二四の一及び二参照）の期間中に自由研究日が含まれる場合（ただし、自由研究日が出発の日、帰着の日である場合を除く。）である（規程四条運用通知）。右に述べた場合のほかは、司法修習生が自由研究日をどのように過ごすかは司法修習生の自律に委ねられていることになり、欠席ということはない。

(3) 自由研究日に関連して、いわゆる夏期休暇について若干説明する。裁判所では、夏期に二〇日間程度休廷するのが一般であり、当該裁判部に配属された司法修習生は、その期間登庁を要しないこととされるのが通例である。この場合、当該裁

判部の裁判官は、年次休暇をまとめてとり、あるいは夏期在宅研究をしているのであって、裁判官に特別の夏期休暇があるわけではない。司法修習生には、年次休暇はないのであるから、結局、夏期休廷中の日曜日を除く日は、自由研究日ということになる。このことは、検察庁、弁護士会の実務修習中にいわゆる夏期休暇が与えられた場合でも同じである。

(二)

欠席と修習終了の関係

司法修習生がその修習を終え、法曹資格を取得するためには、司法研修所長が定めた一定期間の修習を欠落なく終えること及び考試に合格することが必要である（裁判所法六七条一項）。したがって、修習日に一日でも欠席したときは、本来、右の修習期間に欠落を生じ、前者の要件を充足することができず、ひいては考試を受ける資格を失くものとされ、同期生と同じ時期に法曹資格を取得することができないことになるわけである。

しかし、右のとおりとすると、過酷な事態が生ずる。そこで、修習生規則六条は、病気その他正当な理由によつて修習しなかつた九〇日以内の期間は、これを修習し

た期間とみなすこととした。この結果、九〇日を超える長期病欠者及び正当な理由がないため欠席の承認が得られなかつた欠席者のみが、同期生と同じ時期に法曹資格を取得することができないこととなる（司法修習生便覧一七頁参照）。

(三) 欠席と「正当な理由」

「正当な理由」の有無は、一般職の職員の給与に関する法律一五条に定める承認に準じて判断される（規則六条運用通知）。

(1) 国家公務員の病気休暇及び特別休暇（非常災害、不可抗力による交通しや断、選挙権行使、忌引、分べん等）の事由に相当する事由がある場合

この場合は、「正当な理由」があるとされる。

(2) 国家公務員の年次休暇に相当する欠席の場合

国家公務員の年次休暇は、「事務に支障がない」場合に認められるものであり、これを司法修習生に準用すると、「修習に支障がない」場合ということになる。「修習に支障がない」かどうかは、場合を分けて考える必要がある。

(4) 登庁を要する修習日の場合

この場合は、原則として、「修習に支障がない」とはいえない。したがつて、修習に支障はあるが、なお欠席の必要があると認められる場合に、はじめて

「正当な理由」があるとされることになる（親族の急病見舞い、親族の結婚式への参列、父母の同伴を要する幼稚園入園試験への出席などは、「正当な理由」に該当することになると思われるが、親族、知人の市内案内などは、「正当な理由」に該当しない。）。

(b) 自由研究日の場合（自家起案日は、当該起案を所定の日に提出する限り、自由研究日と同様に取り扱われる。）

自由研究日及びその欠席の概念は、前述のとおりであるが、自由研究日は、その日に特定のテーマについて研究すべきことを命ぜられているのではないか、その日に欠席しても、司法修習生が自らの責任において代替措置を探ることが可能である。したがつて、自由研究日の欠席については、特別の事情がない限り、「修習に支障がない」ものとして、欠席承認が与えられることになる。

(四)

承認を得ない欠席

前述のとおり、欠席について承認が得られなかつた場合は、修習期間に欠落を生じ、同期生と同時に司法修習生の修習を終えることができないことになる。承認を得ない欠席は、そのこと自体規律違反であるが、更に右のような重大な効果をもたらすものである。

なお、承認を得ない欠席に関連し、いわゆる代印について付言する。代印とは、印章だけを出席させ、本人は欠席することをいう。代印は、それ自体卑劣な行為であり、処分の対象となることはいうまでもないが、欠席という実体を残すことになり、この欠席について事後的に承認が得られなかつたときは、前述の承認を得ない欠席の効果が全面的に及んでくることになる。この場合には、修習終了が遅れてもやむを得ないものというべきであろう。

4 旅行

(一) 内国旅行

司法修習生は、宿泊を要する内国旅行をしようとするときは、あらかじめ司法研

修所長に届け出なければならない（規律規程四条一項）。実務修習中は、裁判所、検察庁又は弁護士会の長に届け出ることになる。

なお、司法研修所における修習期間中の内国旅行の場合は、司法研修所を中心とする半径五〇キロメートルの地域外への宿泊を伴う移動については、旅行届を要するものとし、右以外の移動については、旅行届を要しないものとされている（規程四条運用通知）。

(二)

外国旅行

司法修習生は、外国旅行をしようとするときは、最高裁判所長官の許可を受けなければならない（規律規程四条二項）。この許可は、旅券発給の要件ではない（公務員の場合は、所属庁の長の海外渡航承認書がなければ、旅券の発給を受けられない）。この許可が必要とされるのは、司法修習生に対する監督上の見地からである。旅券が自由に取得できるからといって、この許可を受けることなく外国旅行をするようなことのないよう特に注意しておきたい。

なお、従来の事例によると、いわゆる夏期休暇（自由研究日）及び年末年始の修

習を要しない日とそれに接続する自由研究日を利用する場合は、一週間ないし一〇日間の旅行が、右の期間を除く修習中は、新婚旅行に限り、五日間ないし一週間の旅行が認められている。

(三) 旅行と欠席

旅行が修習日（自由研究日を含む。）にかかる場合は、旅行届又は旅行許可のほかに、欠席の承認を得る必要がある。

旅行のため、登庁を要する修習日に登庁できない場合は欠席とされるが、自由研究日においても、その日が旅行期間に含まれる場合（ただし、自由研究日が出発の日、帰着の日である場合を除く。）は、原則として、欠席とされる（前記二・3（一）（2）参照）。これは、司法研修所における修習であると実務修習であるとを問わず、修習は定められた修習地で行われるべきものと予定されているのであって、この定められた修習地を離れることにより、予定された修習の枠組を外れることになるからである（規程四条運用通知参照）。

兼業・兼職の禁止

司法修習生は、許可がない限り、兼業・兼職することができないものとされている（修習生規則二条、規律規程八条一項）。

司法修習生は、前述のとおり、修習に専念すべき義務を負うものであるから、この禁止は当然のことであり、また二年間の修習は、兼業・兼職を可能にするほど生易しいものではない。司法研修所における起案が多過ぎると批判しながら、他方において、司法試験の答案練習を引き受け、これに相当の時間を費やしている事例があるが、論外である。アパート経営、たばこ小売業、各種の委員、役員に就任すること、家庭教師、右の司法試験の答案練習を継続して引き受けること等は、いずれも兼業又は兼職に該当する。

6 秘密の保持

司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない（修習生規則三条）。このことについては、多くを説明するまでもないであろう。要するに、司法修習生は、指導担当の裁判官、検察官又は弁護士の守秘義務に準じて、秘密を守るべきである。

なお、司法修習生が実務修習中に裁判所の記録を紛失した事例がある。弁解の余地のない失態であり、裁判所や当事者に掛ける迷惑は、計り知れない。記録の取り扱いには、十分注意すべきである。

7 非違行為

過去には、刑法犯、特別法違反の罪に問われ、罷免等の処分を受けた事例がかなりある。諸君には対岸の火事としか映らないかもしれないが、このような事故が後を断たないという現実を直視し、一層気持を引き締めてもらいたいと思う。司法研修所長は、昭和五〇年一〇月六日、司法修習生全員に対し、規律の保持について、次のような内容の文書を発した。このような措置が必要でなくなることを強く期待する。

「近時、司法修習生の一部に、醉余他人の自転車を窃取し、若しくは短期間に普通乗用車によるスピード違反を繰り返し、又は最高裁判所長官の許可を受けずに海外旅行をし、あるいは許可期間を超えて海外に滞在し、その間の実務修習日に正当な理由なく欠席する等法規を無視ないし否定する行動が目立っている。このため、当該司法修習生は、司法修習生としてその責を問われて司法修習生の身分を失い、あるいは

は同期の司法修習生とともに修習を終了することができなくなるという事態に立ち至つてゐる。

右のような行動は、法の支配の担い手である法曹をめざす司法修習生として恥ずべき行為であるばかりでなく、司法修習生全体の評価を著しく傷つけるものであり、誠に遺憾である。当職としては、今後も司法修習生の規律保持について厳格に対処する考えであるが、この機会に司法修習生諸君が国民の司法修習生に対する好意と期待に深く思いをいたし、いやしくも国民一般の指弾を受けるような行動のないよう、特に注意を喚起するとともに、規律を厳守し修習に専念することを切望する。」

三 司法修習生としての心構え

1 修習に対する基本的態度

(一) 司法修習生の身分について述べたところから明らかに、司法研修所は、「法曹」というプロフェッショナルの養成機関であり、そこに厳しさが要求されるのは当然である。司法試験は天下の難関だといわれているが、これに合格したから

といって直ちにプロの法律家として通用するものではなく、これからの司法研修所並びに実務学会で修習を受けるのに必要な最低限度の法律知識を有することが認められたにすぎないと考えるべきである。

司法修習生の修習は、二年間の限られた期間内に法曹としていずれの道を選ぶこともできるようにとミニマム・スタンダードを身に付けさせることを目的としている。現在のカリキュラムは、この目的が実現できるよう長い間の経験を踏まえて編成されており、各教科とも、その基本型を徹底的に理解させ、習得させることに主眼が置かれている。技芸であれ、スポーツであれ、まずこの基本型を理解、体得することから始まる。初心者がこの基本を無視して最初から派手なファインプレーをしようとすることは、資質の向上に役立つものではない。法曹となるための訓練もこれと同じであって、一見つまらないと思われる基礎訓練をおろそかにして、将来の飛躍は期待できない。このような意味で、とかく世間の興味と関心を惹くような事件は、必ずしも司法研修所の教育の素材には適さないことが多いのである。とにかく短期間の修習であるから、司法修習生としても、単に与えられるものを消化す

るだけで事足れりという受動的態度でなく、自らをれんまするという能動的態度が要請される。司法修習生が、司法研修所に対し、起案の数を減らせという声で代表されるような安易さを求めるならば、それは自分が目指す「法曹」の地位を低からしめることに他ならないであろう。

(二) プロフェッショナルに至る道程の厳しさに関連し、考試について一言する。考試は、第二回試験（司法試験が第一回試験である。）といわれるもので、裁判所法六七条一項に基づき最高裁判所長官を委員長とする考試委員会が行う法曹資格の取得に必要な国家試験であり、司法研修所の卒業試験ではない。この考試について、毎年、司法修習生の一部から、その廃止あるいは全員合格を求める要望が出されているが、このような主張は、法律を無視するものであるばかりか多額の国費を費しながら一定の水準に達していない者を法曹とすることになり、納税者である国民に申し開きができない。

なお、「考試において一科目でも「不可」をとれば、原則として、直ちに合格とはされず、数か月後に当該科目について追試を受ける。」というのが考試委員会の

一般的先例であるが、複数の科目が「不可」であつたため、不合格となり、さらに一年間の修習を命じられた例がある。

2 社会人としての司法修習生

司法修習生は、法曹界の内部では、学生気質の残っている者、若しくはこれから巣立つ幼鳥としてみられ、若干の常識外れの言動も寛容にみられることがある。しかし、司法修習生は、前述のとおり、国家公務員上級職（甲種）採用試験に合格し、行政官に採用された者を上回る給与を受けていることからも分るように、世人は、知識、能力、人格のすべての点で優れた社会人として評価している反面、良識を欠く言動に對しては厳しく指弾するであろう。この点を十分心に銘じて言動を慎み世間から非難されることのないようにされたい。

なお、司法研修所の職員は、司法修習生の修習が円滑に行われるよう、日夜、縁の下の力持ち的な仕事に精励している。彼らは、諸君を将来の法曹界を担う人々として尊敬し、諸君が大成することを願っている。諸君も、司法修習生の修習が、このような職員の努力によつて支えられていることを十分認識し、職員に對しては、常に、相

手の立場を思いやる気持と感謝の気持をもつて接して欲しい。

右に述べたことは、裁判所、検察庁、弁護士会における実務修習中においても留意すべきところである。

3 司法研修所の施設の使用について

司法研修所の施設は、司法修習生の修習及び裁判官の研修、研究という目的のため設置された国の行政財産である。したがって、司法修習生がこの施設をカリキュラム外で使用するについては、一定のルールに従う必要がある。この点について、司法研修所としては、次のような運用をしている。

(一) 教室内における掲示

- 「一 司法修習生が教室内において掲示をする場合は、掲示用黒板を使用するものとし、講義用黒板、壁面その他の場所を使用しないこと。
- 二 次の掲示については、あらかじめ、許可を受けること。
 - 1 大きさがB4判を超えるもの
 - 2 司法修習生以外の者が作製したもの、又はそのコピーライ

なお、右の定めに違反した掲示、既に目的を達したと認められる掲示及び修習生の品位を傷つけ、又は教室の正常な機能を損なうと認められる掲示は、除去を命ぜられ、又は除去されることがある。

(二) 講堂、教室等の使用の許否

「司法研修所の施設は、カリキュラムに定められた司法修習生の修習のため使用することを原則とし、例外として、付隨的にこれに資すべき司法修習生相互間の研究討論のため使用させ、それ以外の目的のためには使用させないものとする。」

4 松戸分室でのエチケット

松戸分室は、司法修習生及び裁判官研究員のための合宿舎である。松戸分室在寮準則及び在寮心得は、この合宿舎での集団生活を円滑に営むために定められたルールである。在寮を許可された者は、定められたルールを遵守し、節度ある修習生活を送るよう心掛け、仮にも退寮処分を受けることのないよう自戒して欲しい。

(一) 近隣に迷惑を掛けないこと。

深夜、飲酒の上、放歌高吟して帰寮する者が相次いだため、付近の住民から問題

にされたことがある。法曹を目指す諸君が、このようなことを行ったのでは、世間に
に対し申し開きはできない。

(二) 同僚に迷惑を掛けないこと。

司法修習生の中には、神経質な人が意外に多い。このような人にとっては、隣室
の騒音は堪え難いものである。同僚に対するエチケットとして、深夜にわたるけん
そうを慎しみ、ドアの開閉にも気を使うほどの配慮が欲しいものである。